

ソフトバンク&SBIグループ株式ファンド

追加型投信／国内／株式



当ファンドには、上記以外のソフトバンク&SBIグループ企業株式も組入れています。

投資信託説明書(目論見書)

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です

2009年1月

SBIアセットマネジメント 株式会社

投資信託をご購入の際の注意事項

投資信託をご購入の際の注意事項

- ・ 投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・ 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- ・ 投資信託は、経済環境等の要因による組入れた株式の株価下落や、金利変動等による組入れた債券の価格下落により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・ 投資信託は、組入れた株式・債券等の発行体の経営状態等による信用リスクの発生により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。

目論見書について

この投資信託は、金融商品取引法第13条に基づき、受益権の募集または売出に際し目論見書を作成しています。目論見書は投資家の投資判断に有益な材料となる情報を正確に、かつタイムリーに提供することによって、投資家の皆様が自ら投資判断を可能とする目的で作成されており、投資家保護の重要な事項となります。

目論見書には、以下の2種類があります

交付目論見書：別称「投資信託説明書(交付目論見書)」

本ファンドの「証券情報」(ファンド名やファンドの申込等に関する事項)や「ファンド情報」(投資方針、ファンドの資産管理等の概要、運用状況、受益者の権利等に関する事項)が記載されています。

請求目論見書：別称「投資信託説明書(請求目論見書)」

本ファンドの「ファンド詳細情報」(申込・換金の手続、管理及び運営、ファンドの経理状況等)が記載されています。なお請求目論見書は、交付目論見書を受け取られた投資家の皆様から請求がなされた場合に交付されます。詳細については各販売会社にお問合せください。なお請求を行った場合は、投資家の皆様ご自身がその旨を記録しておいてください。

なお本書では以下のような別称を使用しています。

目論見書 : 「投資信託説明書(目論見書)」

交付目論見書 : 「投資信託説明書(交付目論見書)」

請求目論見書 : 「投資信託説明書(請求目論見書)」

ソフトバンク&SBIグループ株式ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成21年1月27日に関東財務局長に提出しており、平成21年1月28日にその届出の効力が生じております。

ソフトバンク & S B I グループ株式ファンド

追加型投信 / 国内 / 株式

投資信託説明書 (交付目論見書)

2009年1月

S B I アセットマネジメント株式会社

投資信託をご購入の際の注意事項

投資信託をご購入の際の注意事項

- ・ 投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・ 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- ・ 投資信託は、経済環境等の要因による組入れた株式の株価下落や、金利変動等による組入れた債券の価格下落により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・ 投資信託は、組入れた株式・債券等の発行体の経営状態等による信用リスクの発生により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。

目論見書について

この投資信託は、金融商品取引法第13条に基づき、受益権の募集または売出に際し目論見書を作成しています。目論見書は投資家の投資判断に有益な材料となる情報を正確に、かつタイムリーに提供することによって、投資家の皆様が自ら投資判断を可能とする目的で作成されており、投資家保護の重要な事項となります。

目論見書には、以下の2種類があります

交付目論見書：別称「投資信託説明書(交付目論見書)」

本ファンドの「証券情報」(ファンド名やファンドの申込等に関する事項)や「ファンド情報」(投資方針、ファンドの資産管理等の概要、運用状況、受益者の権利等に関する事項)が記載されています。

請求目論見書：別称「投資信託説明書(請求目論見書)」

本ファンドの「ファンド詳細情報」(申込・換金の手続、管理及び運営、ファンドの経理状況等)が記載されています。なお請求目論見書は、交付目論見書を受け取られた投資家の皆様から請求がなされた場合に交付されます。詳細については各販売会社にお問合せください。なお請求を行った場合は、投資家の皆様ご自身がその旨を記録しておいてください。

ソフトバンク&SBIグループ株式ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成21年1月27日に関東財務局長に提出しており、平成21年1月28日にその届出の効力が生じております。

下記の事項は、ソフトバンク & SBI グループ株式ファンド（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、ソフトバンク & SBI グループ株式に限定して投資を行いますので、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別銘柄の組入れ比率が高くなる傾向があり、さらに、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が大幅または継続的に下落し、大幅に損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

当ファンドに係る手数料等について

申込手数料

お申込日の基準価額の 3.15%（税抜 3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

換金（解約）手数料

当ファンドには換金（解約）手数料はありません。

信託報酬

ファンドの純資産額に年 0.882%（税抜年 0.84%）の率を乗じて得た額とします。

その他の費用

監査報酬（年 31.5 万円、税抜 30 万円）、有価証券売買時の売買委託手数料等*

なお、監査報酬は、将来、監査法人との契約等により変更となる可能性があります。

詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「手数料等及び税金」をご覧ください。

* 「有価証券売買時の売買委託手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ソフトバンク & SBIグループ株式ファンド

【ファンドの運用・特色】

主な投資対象	ソフトバンク & SBIグループ株式・マザーファンド受益証券を主な投資対象とします。	ページ
特色	ソフトバンク & SBIグループ株式・マザーファンドを通じて、ソフトバンク株式会社、SBIホールディングス株式会社及びそれらのグループ関連企業の株式（以下、「ソフトバンク & SBIグループ株式」といいます。）に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行います。	ページ
主な投資リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格変動リスク ・ 流動性リスク ・ 信用リスク 	ページ

【ファンドの概要】

信託期間	無期限	ページ
決算日	10月27日（休業日の場合は翌営業日）	ページ
収益分配	毎決算時に、配当等収益と売買益（評価益を含みます）等から収益分配方針に基づいて分配します。 (ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。)	ページ
信託報酬	純資産総額に対して年率0.882%（税抜 0.84%）	ページ
監査報酬	年額31.5万円（税抜30万円） (ただし、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。)	ページ

【お申込みについて】 ページ

【ご換金について】 ページ

【費用と税金について】 ページ

【ファンドの特色】

ソフトバンク & SBIグループ株式・マザーファンドを通じて、ソフトバンク & SBIグループ株式に投資します。

ソフトバンク & SBIグループ株式とは、ソフトバンク、SBIホールディングス、「ソフトバンクの有価証券報告書、半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される関係会社（連結子会社及び持分適用関連会社）」および「SBIホールディングスの有価証券報告書、半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される関係会社（連結子会社及び持分適用関連会社）」（以下「ソフトバンク & SBI関係会社」という）、「ソフトバンク & SBI関係会社の有価証券報告書、半期報告書およびこれらに準ずる公開情報に開示される関係会社」（以下「ソフトバンク & SBI準関係会社」という）及び「ソフトバンク & SBI準関連会社の有価証券報告書、半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される関係会社群」のうち、日本の株式市場に上場又は上場予定（上場日の確定しているもの）をいいます。

ソフトバンク & SBIグループ株式・マザーファンドの運用は、下記の一定基準に基づき行います。

組入れ比率

原則として、銘柄の組入れ比率は、組入れ銘柄の時価総額に比例して決定します。

ただし、1銘柄の組入れ比率は、100%を主要投資先（当該銘柄の時価総額が組入れ銘柄の時価総額合計の概ね5%を上回るもの）の数で除した値を概ねの上限とします。上限により切り捨てられた比率は、残りの銘柄に時価総額比例で再配分されます。再配分の結果、組入れ比率が上限を超える銘柄が出た場合は、この上限を超える部分を切捨て、切捨てた比率は再び残りの銘柄に時価総額比例で再配分されます。このルーチンを繰り返して組入れ比率を決定します。

なお、提出日現在の主要投資先は3社であるため1銘柄の組入れ比率は「概ね33.3%を上限」となります。

組入れ比率の調整（リバランス）

銘柄の組入れ比率は原則として四半期ごとに見直しを行います。見直しにより、上記の組入れ比率の決定方法に従って各銘柄の組入れ比率を再決定し、売買を行います。

新規銘柄組入れ

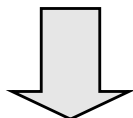
新たに株式市場に上場するソフトバンク & SBIグループ株式がある場合は、原則、新規公開入札（IPO）に参加する他、上場後3ヶ月以内に時価総額に応じた買付けを行います。

原則として、高位に株式を組入れます。

ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じた時や、グループ会社の定義等に大きな変更があった時等やむを得ない場合には、組入れ比率が高位にならない可能性があります。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

わが国の証券取引所^{※1}に上場の
ソフトバンク、SBIホールディングス及び
それらのグループ関連企業



流動性等勘案

【銘柄の組入れ比率の決定】

- 1 原則として、組入れ銘柄の時価総額に比例して決定。
- 2 ただし、1銘柄の組入れ比率は33.3%を上限^{※2}
（本書提出日現在）。



平成20年12月30日時点
での組入れ銘柄

- 1 以下、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。
- 2 組入れ比率の上限は、原則四半期ごとのリバランス時のみ調整します。そのため、日々の組入れ比率は上限を超えることがあります。
なお、1銘柄の組入れ比率の上限は「100%を主要投資先（当該銘柄の時価総額が組入れ銘柄の時価総額合計の概ね5%を上回るもの）の数で除した値を概ねの上限」とする旨の信託約款の運用の基本方針に基づき算出しています。

当ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式を投資対象としています。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。特に、当ファンドは、ソフトバンク & SBIグループ株式に限定して投資を行いますので、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の組入れ比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅に又は継続的に下落するリスクがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

- ・ 価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内外の経済・政治情勢等の影響を受け変動するため、損失を被ることがあります。ファンドにおいては株式の価格変動または流動性の予想外の変動等があった場合、基準価額は大きく影響を受けることがあります。

- ・ 流動性リスク

株式を売却する際に、市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被ることがあります。

- ・ 信用リスク

投資した企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【お申込みについて】

お申込日	毎営業日お申込みいただけます。 原則として営業日の午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までとなります。 上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。
お申込期間	継続募集期間 平成21年1月28日（水）から平成22年1月27日（水）まで お申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって、原則として更新されます。
お申込単位	分配金受取コース 1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円） 分配金再投資コース 1万円以上1円単位 お申し込み単位は、販売会社により異なります。
お申込価額	取得申込日の基準価額となります。
お申込手数料	申込手数料は、基準価額に3.15%（税抜3%）を乗じて得た金額（1口当たり）を上限として、販売会社が定めるものとします。 詳細は、販売会社にお問い合わせください。
お申込代金の支払い	販売会社の定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

【信託期間について】

当ファンドの信託期間は平成17年10月28日より開始し、原則として無期限です。

【収益分配について】

年1回（毎年10月27日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

【ご換金に関する事項】

換金の受付	お申込をいただいた販売会社でお申し出下さい。 原則として受付は、営業日の午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までとなります。 上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。
換金単位	1口単位または1円単位 最低単位は販売会社により異なります。
換金価額	換金請求受付日の基準価額となります。 信託財産留保金及び換金手数料はございません。
税金	個人の受益者の場合 換金価額のうち個別元本超過額×10%（所得税7%、地方税3%） 法人の受益者の場合 換金価額のうち個別元本超過額×7%（所得税7%） (詳しくは、ファンドの基本情報「費用と税金」をご覧ください。)
換金代金のお支払い	原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設けることがあります。

証券取引所の取引停止等ややむを得ない事情が発生した時は、解約請求の受付を停止することがあります。

税率に関しては、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

【運用状況のご連絡】

基準価額： 販売会社または委託会社にお問い合わせください。

運用報告書： 毎計算期終了後に運用報告書を作成し、お渡しいたします。

運用報告書には、期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況等が記載されています。

【主な費用・税金】

時期	費用・税金	内容
お申込時	お申込手数料	基準価額の3.15%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が定めるものとします。
収益分配時	所得税・地方税	普通分配金に対し 個人の受益者 10% 法人の受益者 7%
換金（解約）時	信託財産留保額	ありません
	所得税・地方税	基準価額から信託財産留保額を控除した額の個別元本超過額に対し 個人の受益者 10% 法人の受益者 7%
償還時	所得税・地方税	償還価額の個別元本超過額に対し 個人の受益者 10% 法人の受益者 7%
保有時（毎日信託財産から差し引かれます）	信託報酬	純資産総額に対し年率0.882%（税抜0.84%）
	監査費用	年額31.5万円(税抜30万円) (ただし、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。)
	売買委託手数料等	組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運営するための費用

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の軽減税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

なお、個人の受益者、法人の受益者ともに軽減税率の適用は、平成23年12月31日までとなる予定です。詳しくは、販売会社または税務署等にお問合せください。

保有時の費用はファンドから差し引かれますので、受益者が直接支払うことはありません。

税法が改正された場合等には、内容が変更になる場合があります。

照会先：SBIアセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sbiam.co.jp/> TEL：03-6229-0170（代表）

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1. ファンドの性格	4
2. 投資方針	8
3. 投資リスク	17
4. 手数料等及び税金	18
5. 運用状況	21
6. 手続等の概要	24
7. 管理及び運営の概要	25
第2 財務ハイライト情報	29
(1) 貸借対照表	30
(2) 損益及び剰余金計算書	31
(3) 注記表	32
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	33
第4 投資信託説明書（請求目論見書）の項目	34
約款	35
約款（マザーファンド）	51

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ソフトバンク&SBIグループ株式ファンド（以下「本ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

本ファンドは格付けを取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、本書の各記載項目の表題部において「受益証券」と記載されている場合がありますが、上記の通り本ファンドは原則として受益証券を発行いたしませんので、適宜「受益権」とお読み替えてください。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

継続募集期間(平成21年1月28日(水曜日)より平成22年1月27日(水曜日)まで)
5,000億円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

継続募集期間(平成21年1月28日(水曜日)より平成22年1月27日(水曜日)まで)

() 取得申込日の基準価額

「基準価額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く。)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

() 基準価額の照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額が掲載されています。なお、下記照会先においてもお問い合わせいただけます。

照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0170（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス URL <http://www.sbi-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

申込金額の3.15%（税抜3%）を上限とする、販売会社が定める手数料率とします。

申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記（4）の照会先においてもご照会いただけます。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額に応じて、取得申込受付日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、申込手数料に対する消費税等相当額が加算されます。

(6) 【申込単位】

分配金受取コース 1万口以上1万口単位

分配金再投資コース 1万円以上1円単位

申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記（4）の照会先においてもご照会いただけます。

(7) 【申込期間】

継続募集にかかる申込期間：平成21年1月28日(水曜日)より平成22年1月27日(水曜日)まで

なお、継続募集期間は、上記期間満了日に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社の本店、支店、各営業所において申込の取扱いを行います。販売会社は、前記（4）の照会先でもご照会いただけます。

(9) 【払込期日】

本ファンドの取得申込者は、販売会社が定める日までに申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社窓口にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、各販売会社より追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社については、前記(4)の照会先においてもご照会いただけます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込の方法等

- (i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申し込む旨の申込書を提出します。
- () 本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取コース」と、収益分配金を税金を差し引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。なお、取扱いコース、コース名は販売会社により異なる場合があります。
- () 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 【振替機関に関する事項】」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ソフトバンク&SBIグループ株式・マザーファンドを通じて、ソフトバンク株式会社、SBIホールディングス株式会社及びそれらのグループ関連企業の株式（以下、「ソフトバンク&SBIグループ株式」といいます。）に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行います。

②ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧下さい。

◎商品分類

ファンドの商品分類は、「追加型投信／国内／株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式））
決算頻度	年1回
投資対象地域	日本
投資形態	ファミリーファンド

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル （日本を含む）	ファミリー ファンド
一般	年2回		
大型株	年4回	日本	
中小型株	年6回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ
債券	（隔月）	欧州	
一般	年12回	アジア	
公債	（毎月）	オセアニア	
社債	日々	中南米	
その他債券	その他	アフリカ	
クレジット	（ ）	中近東 （中東）	
属性 （高格付債）		エマージング	
不動産投信			
その他資産 （投資信託証券）※			
資産複合 （ ）			

※ファンドが投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象とする資産は「株式」です。

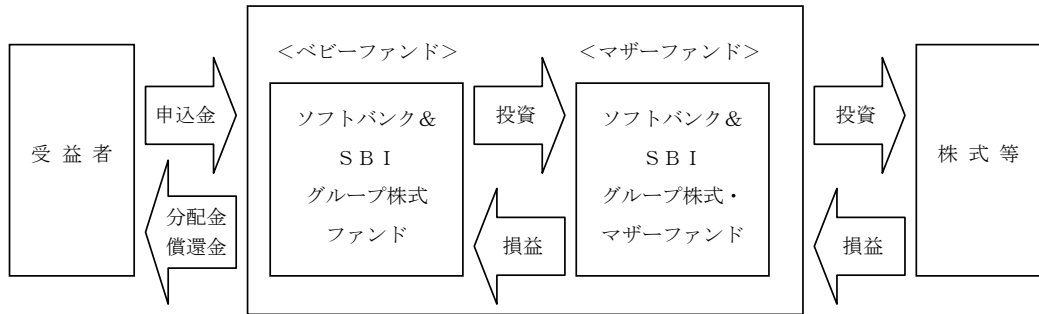
属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他の資産 （投資信託証券）	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

③ファンドの特色

わが国証券取引所[※]上場株式のうち「ソフトバンク&SBIグループ株式」を主な投資対象とする、ソフトバンク&SBIグループ株式・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

- ・当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。



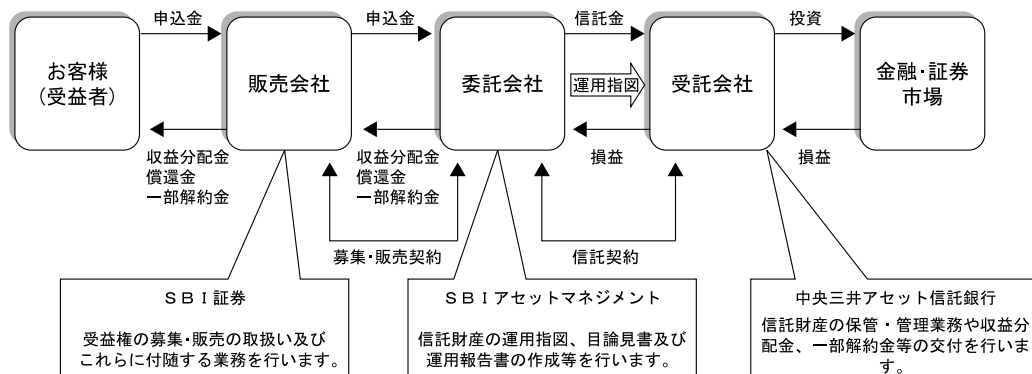
④信託金の限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

※ 以下、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況（本書提出日現在）

(i) 資本金

委託会社の資本の額は金4億20万円です。

() 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、商号をエスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社と変更しました。

平成17年7月1日には、委託会社の親会社の会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更に伴い、SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

昭和61年 8 月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
昭和62年 2 月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
昭和62年 9 月 9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
平成12年 11 月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
平成13年 1 月 4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成14年 5 月 1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、商号をエスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社と変更

- 平成17年 7 月 1日 親会社の会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更により、商号をSBIアセットマネジメント株式会社と変更
- 平成19年 9 月30日 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

() 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入れ比率は原則として高位を維持し、株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、信託財産の総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用の投資方針

1. 基本方針

ソフトバンク株式会社、SBIホールディングス及びそのグループ関連企業の株式（以下、「ソフトバンク & SBIグループ株式」といいます。）に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の証券取引所に上場されている株式のうちソフトバンク & SBIグループ株式を主な投資対象とします。

(2) 投資態度

ソフトバンク & SBIグループ株式に投資します。

ソフトバンク & SBIグループ株式とは、ソフトバンク、SBIホールディングス、「ソフトバンクの有価証券報告書、半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される関係会社（連結子会社及び持分適用関連会社）」および「SBIホールディングスの有価証券報告書、半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される関係会社（連結子会社及び持分適用関連会社）」（以下「ソフトバンク & SBI関係会社」という）、「ソフトバンク & SBI関係会社の有価証券報告書、半期報告書およびこれらに準ずる公開情報に開示される関係会社」（以下「ソフトバンク & SBI準関係会社」という）及び「ソフトバンク & SBI準関係会社の有価証券報告書、半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される関係会社群」のうち、日本の株式市場に上場又は上場予定（上場日の確定しているもの）をいいます。

ソフトバンク & SBIグループ株式・マザーファンドの運用は、下記の一定基準に基づき行います。

組入れ比率

原則として、銘柄の組入れ比率は、組入れ銘柄の時価総額に比例して決定します。

ただし、1銘柄の組入れ比率は、100%を主要投資先（当該銘柄の時価総額が組入れ銘柄の時価総額合計の概ね5%を上回るもの）の数で除した値を概ねの上限とします。上限により切り捨てられた比率は、残りの銘柄に時価総額比例で再配分されます。再配分の結果、組入れ比率が上限を超える銘柄が出た場合は、この上限を超える部分を切捨て、切捨てた比率は再び残りの銘柄に時価総額比例で再配分されます。このルーチンを繰り返して組入れ比率を決定します。

なお、提出日現在の主要投資先は3社であるため1銘柄の組入れ比率は「概ね33.3%を上限」となります。

組入れ比率の調整（リバランス）

銘柄の組入れ比率は原則として四半期ごとに見直しを行います。見直しにより、上記の組入れ比率の決定方法に従って各銘柄の組入れ比率を再決定し、売買を行います。

新規銘柄組入れ

新たに株式市場に上場するソフトバンク & SBIグループ株式がある場合は、原則、新規公開入札（IPO）に参加する他、上場後3ヶ月以内に時価総額に応じた買付けを行います。

原則として、高位に株式を組入れます。

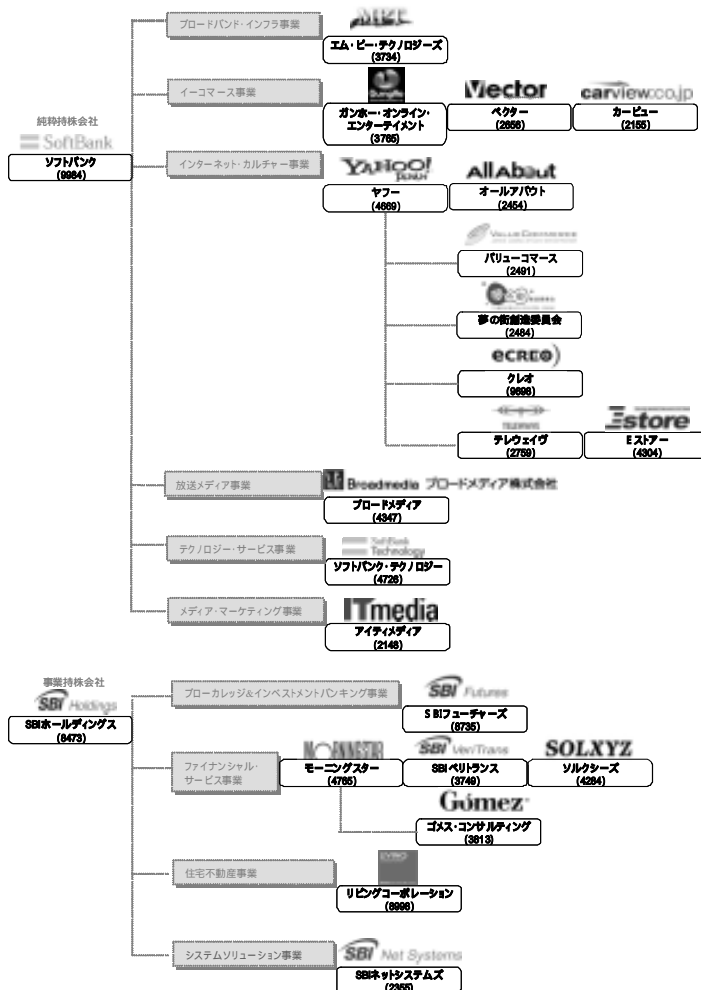
ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じた時や、グループ会社の定義等に大きな変更があった時等やむを得ない場合には、組入れ比率が高位にならない可能性があります。

平成20年12月30日現在組入れ銘柄一覧

コード	銘柄	組入比率	コード	銘柄	組入比率
9984	ソフトバンク	39.81	2454	オールアバウト	0.28
4689	ヤフー	30.96	2155	カービュー	0.24
8473	SBIホールディングス	19.05	4304	Eストア	0.23
3765	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	0.95	2148	アイティメディア	0.22
4765	モーニングスター	0.73	2491	パリュコマース	0.20
3749	SBIペリトランス	0.53	9698	クレオ	0.15
4726	ソフトバンク・テクノロジー	0.47	2656	ベクター	0.13
2759	テレウェイヴ	0.46	8735	SBIフューチャーズ	0.08
4284	ソルクシーズ	0.45	3734	エム・ピー・テクノロジー	0.08
2484	夢の街創造委員会	0.34	3813	ゴメス・コンサルティング	0.04
4347	ブロードメディア	0.33	8998	リビングコーポレーション	0.04
2355	SBIネットシステムズ	0.31			

上記比率は、純資産総額（現金等含む）に対する当該株式の時価比率です。なお、少数第2位を四捨五入しています。
組入れ比率の上限は、原則四半期ごとのリバランス時のみ調整します。そのため日々の組入れ比率は上限を超えることがあります。

組入れ銘柄グループ系統図



(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(信託約款第 16 条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 24 条に定めるものに限ります。）
3. 約束手形（第 1 号に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 金銭債権（第 1 号および第 3 号に掲げるものに該当するものを除きます。）

運用の指図範囲(信託約款第 17 条第 1 項)

委託者は、信託金を主として S B I アセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結されたソフトバンク & S B I グループ株式・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未済優先出資証券を含む。以下同じ。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）

- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前記1.から6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（信託約款第17条3項）

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

運用本部長（1名）および運用本部に在籍する者（7～10名程度）で開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）および運用部長（1名）をもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

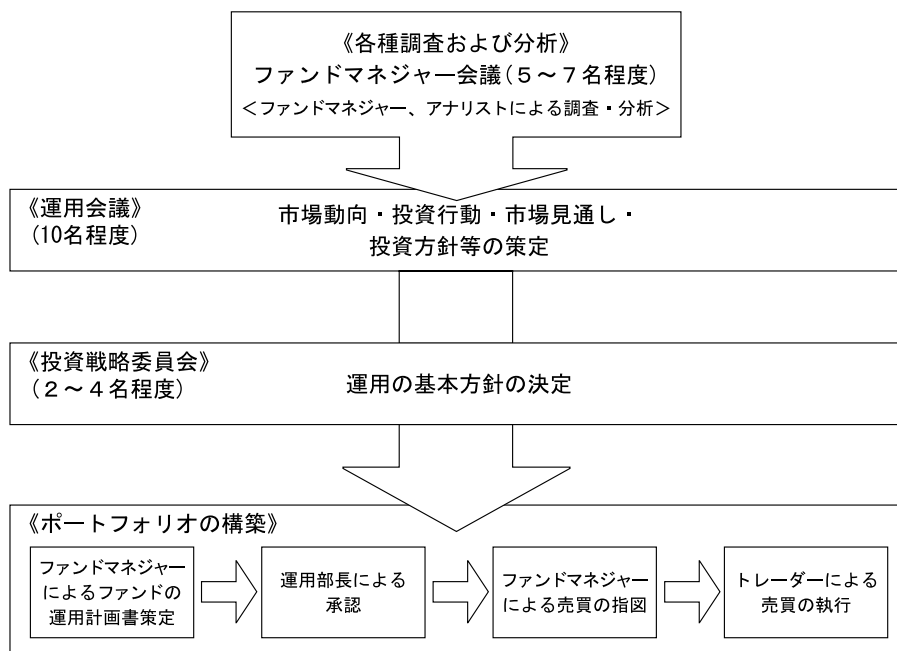
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株および組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行ないます。



上記体制は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回決算を行い、毎計算期末(毎年10月27日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買損益(評価損益も含まれます。)等の範囲内とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- () 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- () 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みません)、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備金として積み立てることができます。
- () ()におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- () 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
 - 分配金のお支払い
 - 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- () マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- () 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- () 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- () 同一銘柄の株式への実質投資割合は制限を設けません。
- () 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- () 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- () 外貨建資産への投資は、行いません。
- () 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信託約款上のその他の投資制限

- () 投資する株式等の範囲(信託約款第20条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

() 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限(信託約款第 21 条)

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

() 同一銘柄の転換社債等への投資制限(信託約款第 22 条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

() 信用取引の指図範囲(信託約款第 23 条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- (イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- (ロ) 株式分割により取得する株券
- (ハ) 有償増資により取得する株券
- (ニ) 売出しにより取得する株券
- (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券
- (ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを

除きます。)の行使により取得可能な株券

() 先物取引等の運用指図、目的及び範囲(信託約款第 24 条)

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

() 有価証券の貸付の指図及び範囲(信託約款第 25 条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下のとおりです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、係る株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第 9 条)

その他

資金の借入れ(信託約款第 32 条)

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式を投資対象としています。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。特に、当ファンドは、ソフトバンク & SBIグループ株式に限定して投資を行いますので、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の組入れ比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅に又は継続的に下落するリスクがあります。その結果、投資元本を割り込むことがあります。

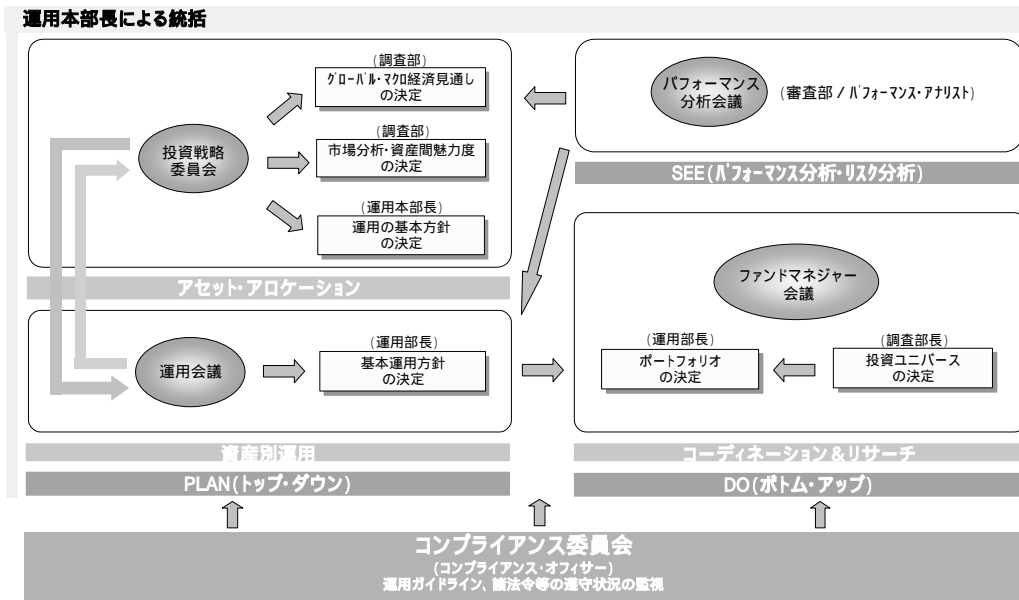
信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

- ・ 価格変動リスク
 一般に株式の価格は、国内外の経済・政治情勢等の影響を受け変動するため、損失を被ることがあります。ファンドにおいては株式の価格変動または流動性の予想外の変動等があった場合、基準価額は大きく影響を受けることがあります。
- ・ 流動性リスク
 株式を売却する際に、市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被ることがあります。
- ・ 信用リスク
 投資した企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

《リスク管理体制》

運用に関するリスク管理体制



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月 1 回	常勤役員及び運用部長をもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月 1 回	運用本部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
パフォーマンス分析会議	原則月 1 回	常勤役員、審査部及び運用部長をもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者により構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	運用本部長、運用部長、調査部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーにより構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	運用本部長、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーにより構成する。 組合への新規投資および契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月 1 回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は今後変更となる場合があります。

コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般に係る法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申し込み金額の 3.15%（税抜 3%）を上限とする、販売会社が定める手数料率とします。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額に応じて、取得申込受付日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、申込手数料に対する消費税等相当額が加算されます。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.882%（税抜0.84%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社及び各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.42% (税抜：年率0.40%)	年率0.42% (税抜：年率0.40%)	年率0.042% (税抜：年率0.04%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドが負担すべきその他の手数料等には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。これらの費用は発生するたびに、信託財産中から支弁します。

- 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- 保管費用等本ファンドの投資に関する費用
- 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社等の立替えた立替金の利息
- 信託財産に関する租税
- 信託事務の処理等に要する諸費用

信託財産に係る監査報酬(年額31.5万円(税抜30万円))及び当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査報酬を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。なお、監査報酬は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

又、当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金(解約)・償還時に受益者が負担する税金は以下のとおりです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約・償還益(個別元本超過額)に対する税率は10%(所得税7%、地方税3%)の軽減税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されています。

	収益分配金	換金(解約)	
		買取請求	解約請求(償還を含む)
税率	10% 源泉徴収 不要	10% 申告分離 原則必要	10% 源泉徴収 不要
確定申告の要否	(ただし、種類によっては、確定申告を行い配当控除を受けることも可能)	(ただし、「源泉徴収あり」の特定口座に入れた場合は不要)	(ただし、配当控除や損益通算を行なう場合は必要)

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）に対する税率は7%（所得税7%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。地方税の源泉徴収はありません。

なお、原則として、益金不参入制度の適用が可能です。

また、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬及び売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税・地方消費税が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

なお、個人の受益者、法人の受益者ともに軽減税率の適用は、平成23年12月31日までとなる予定です。詳しくは、販売会社または税務署等にお問合せください。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成20年12月30日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,061,816,334	99.97
現金およびその他の資産(負債控除後)	-	352,403	0.03
合計(純資産総額)	-	1,062,168,737	100.00

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

参考情報

<ソフトバンク&SBIグループ株式・マザーファンド>

平成20年12月30日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	1,020,197,550	96.07
現金およびその他の資産(負債控除後)	-	41,737,231	3.93
合計(純資産総額)	-	1,061,934,781	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2)【投資資産】(平成20年12月30日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
				単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
日本	親投資信託 受益証券	ソフトバンク&SBI グループ株式・ マザーファンド	2,504,283,807	0.2825	707,460,176	0.4240	1,061,816,334	99.97

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.97
合計	99.97

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他の投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

参考情報

<ソフトバンク & SBIグループ株式・マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	263,700	736.00	194,083,200	1,603.00	422,711,100	39.81
日本	株式	ヤフー	情報・通信業	9,007	28,260.00	254,537,820	36,500.00	328,755,500	30.96
日本	株式	SBIホールディングス	証券・商品先物取引業	14,932	10,720.00	160,071,040	13,550.00	202,328,600	19.05
日本	株式	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	情報・通信業	102	85,300.00	8,700,600	98,500.00	10,047,000	0.95
日本	株式	モーニングスター	サービス業	242	28,360.00	6,863,120	32,050.00	7,756,100	0.73
日本	株式	SBIペリトランス	情報・通信業	158	25,630.00	4,049,540	35,300.00	5,577,400	0.53
日本	株式	ソフトバンク・テクノロジー	情報・通信業	9,500	421.00	3,999,500	523.00	4,968,500	0.47
日本	株式	テレウェイヴ	卸売業	460	9,090.00	4,181,400	10,660.00	4,903,600	0.46
日本	株式	ソルクシーズ	情報・通信業	11,900	432.00	5,140,800	401.00	4,771,900	0.45
日本	株式	夢の街創造委員会	サービス業	49	63,900.00	3,131,100	73,300.00	3,591,700	0.34
日本	株式	ブロードメディア	サービス業	52,000	61.00	3,172,000	68.00	3,536,000	0.33
日本	株式	SBIネットシステムズ	情報・通信業	372	7,333.88	2,728,203	8,830.00	3,284,760	0.31
日本	株式	オールアバウト	サービス業	120	33,800.00	4,056,000	25,000.00	3,000,000	0.28
日本	株式	カービュー	サービス業	28	82,000.00	2,296,000	90,000.00	2,520,000	0.24
日本	株式	Eストアー	情報・通信業	46	50,700.00	2,332,200	53,500.00	2,461,000	0.23
日本	株式	アイティメディア	サービス業	57	33,600.00	1,915,200	40,500.00	2,308,500	0.22
日本	株式	バリューコマース	サービス業	169	8,490.00	1,434,810	12,430.00	2,100,670	0.20
日本	株式	クレオ	情報・通信業	8,000	146.00	1,168,000	198.00	1,584,000	0.15
日本	株式	ベクター	小売業	61	28,928.36	1,764,629	23,500.00	1,433,500	0.13
日本	株式	SBIフューチャーズ	証券・商品先物取引業	45	29,663.65	1,334,864	19,500.00	877,500	0.08
日本	株式	エム・ピー・テクノロジーズ	情報・通信業	48	20,900.00	1,003,200	18,000.00	864,000	0.08
日本	株式	ゴメス・コンサルティング	情報・通信業	13	37,500.00	487,500	31,800.00	413,400	0.04
日本	株式	リビングコーポレーション	不動産業	22	22,000.00	484,000	18,310.00	402,820	0.04

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

b. 投資株式の業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	情報・通信業	73.96
		証券・商品先物取引業	19.14
		サービス業	2.34
		卸売業	0.46
		小売業	0.13
		不動産業	0.04
合計			96.07

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他の投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成 20 年 12 月 30 日（直近日）現在、同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期 間	純資産総額(円)	1 万口当たり純資産額(円)
第 1 期計算期末日 平成 18 年 10 月 27 日	(分配落前) 2,587,831,298 (分配落後) 2,587,831,298	(分配落前) 8,132 (分配落後) 8,132
第 2 期計算期末日 平成 19 年 10 月 29 日	(分配落前) 2,262,028,730 (分配落後) 2,262,028,730	(分配落前) 7,591 (分配落後) 7,591
第 3 期計算期末日 平成 20 年 10 月 27 日	(分配落前) 717,368,105 (分配落後) 717,368,105	(分配落前) 2,765 (分配落後) 2,765
平成 19 年 12 月末日	1,881,721,420	6,616
平成 20 年 1 月末日	1,505,697,140	5,411
平成 20 年 2 月末日	1,619,412,368	5,854
平成 20 年 3 月末日	1,565,534,133	5,683
平成 20 年 4 月末日	1,644,609,739	6,036
平成 20 年 5 月末日	1,666,548,899	6,151
平成 20 年 6 月末日	1,394,602,070	5,176
平成 20 年 7 月末日	1,434,153,880	5,368
平成 20 年 8 月末日	1,328,661,532	5,008
平成 20 年 9 月末日	1,030,677,445	3,932
平成 20 年 10 月末日	825,286,942	3,183
平成 20 年 11 月末日	957,469,658	3,714
平成 20 年 12 月末日	1,062,168,737	4,149

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期 間	1 万口当たりの分配金(円)
第 1 期(平成 18 年 10 月 27 日)	0
第 2 期(平成 19 年 10 月 29 日)	0
第 3 期(平成 20 年 10 月 27 日)	0

【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第 1 期計算期間 自 平成 17 年 10 月 28 日 至 平成 18 年 10 月 27 日	18.68
第 2 期計算期間 自 平成 18 年 10 月 28 日 至 平成 19 年 10 月 29 日	6.65
第 3 期計算期間 自 平成 19 年 10 月 30 日 至 平成 20 年 10 月 27 日	63.58

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率(%) = (計算期間末の基準価額 - 前計算期間末の基準価額) / 前計算期間末の基準価額 × 100
なお、第 1 期の収益率は、前計算期間末(設定時)の基準価額 10,000 円として計算しております。

6 【手続等の概要】

申込（販売）手続等

()お申込日

原則として毎営業日の午後 3 時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前 11 時）までとなります。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

また、販売会社により受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

()お申込単位

分配金受取コース 1 万口以上 1 万口単位

分配金再投資コース 1 万円以上 1 円単位

取扱コース、コース名、申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

()お申込価額

取得申込日の基準価額となります。

()お申込手数料

お申込金額の 3.15%（税抜 3%）を上限に、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

手数料率は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

本ファンドの受益権は振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

換金（解約）手続等

()換金の受付

お申込をいただいた販売会社でお申し出下さい。

原則として受付は、営業日の午後 3 時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前 11 時）までとなります。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

また、販売会社により受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

()換金単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

()換金価額

解約請求には手数料はかかりません。

()換金代金のお支払い

原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目に降にお支払いいたします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設けることがあります。

証券取引所の取引停止等や、やむを得ない事情が発生した時は、解約請求の受付を停止することがあります。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

7 【管理及び運営の概要】

資産の評価

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも毎日の基準価額が掲載されています。また委託会社へお問い合わせいただけます。各お問合わせ先は、前述の第一部 証券情報(4)「()基準価額の照会方法等」をご参照下さい。毎計算期末(毎年10月27日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、取扱販売会社を通じてお渡しいたします。

保管

()信託業務の委託等(信託約款第26条)

(イ)受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ)受託者は、(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ)前記(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないもの)に限りま

す。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

()混蔵寄託(信託約款第 28 条)

金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売却代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

()信託財産の登記等及び記載等の留保等(信託約款第 29 条)

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

信託期間

本ファンドの信託期間は平成 17 年 10 月 28 日から開始し、期限はありません。

計算期間

この信託の計算期間は、毎年 10 月 28 日から翌年 10 月 27 日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

その他

()受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が 10 億口を下回ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者

に対して書面交付の手配をします。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記()に定める手続を準用します。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

()その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託会社が委託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託会社の辞任および解任に際し新受託会社を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。

また、委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヶ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解除し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「()約款変更」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

()約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議ある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はできません。委託会社は、

信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

() 反対者の買取請求権

上記()に規定する信託契約の解約または上記()に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記()または上記()の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

() 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

() 換金請求権

受益者は、受託権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

() 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することが出来ます。

() 反対者の買取請求

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は投信法第18条の規定に基づき、自己に帰属する受益権を公正な価額で買取るよう請求することができます。

第 2 【財務ハイライト情報】

- 1) 財務ハイライト情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の第 4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2 第 1 項の規定に基づき、第 2 期計算期間（平成18年10月28日から平成19年10月29日まで）及び第 3 期計算期間（平成19年10月30日から平成20年10月27日まで）の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ソフトバンク & SBIグループ株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

期 別 項目	第 2 期 〔平成 19 年 10 月 29 日現在〕	第 3 期 〔平成 20 年 10 月 27 日現在〕
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,204,373	7,340,946
親投資信託受益証券	2,261,469,879	717,208,582
未収利息	155	70
流動資産合計	2,277,674,407	724,549,598
資産合計	2,277,674,407	724,549,598
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,531,861	1,141,111
未払受託者報酬	474,108	280,139
未払委託者報酬	9,482,208	5,602,743
その他未払費用	157,500	157,500
流動負債合計	15,645,677	7,181,493
負債合計	15,645,677	7,181,493
純資産の部		
元本等		
元本	2,979,760,000	2,594,530,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	717,731,270	1,877,161,895
(分配準備積立金)	372,833	949,453
純資産合計	2,262,028,730	717,368,105
負債純資産合計	2,277,674,407	724,549,598

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

項目	期 別	第 2 期	第 3 期
		自 平成 18 年 10 月 28 日 至 平成 19 年 10 月 29 日	自 平成 19 年 10 月 30 日 至 平成 20 年 10 月 27 日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		45,562	27,789
有価証券売買等損益		196,290,618	1,305,311,297
営業収益合計		196,245,056	1,305,283,508
営業費用			
受託者報酬		1,018,939	647,116
委託者報酬		20,378,830	12,942,153
その他費用		315,000	315,000
営業費用合計		21,712,769	13,904,269
営業損失()		217,957,825	1,319,187,777
経常損失()		217,957,825	1,319,187,777
当期純損失()		217,957,825	1,319,187,777
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		58,771,651	90,089,602
期首剰余金又は期首欠損金()		594,448,702	717,731,270
剰余金増加額又は欠損金減少額		224,375,932	120,497,837
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		224,375,932	120,497,837
剰余金減少額又は欠損金増加額		188,472,326	50,830,287
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		188,472,326	50,830,287
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金()		717,731,270	1,877,161,895

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第 2 期	第 3 期
項 目	自 平成 18 年 10 月 28 日 至 平成 19 年 10 月 29 日	自 平成 19 年 10 月 30 日 至 平成 20 年 10 月 27 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間 末日の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間 末日の基準価額で評価しており ます。

(貸借対照表に関する注記)

期 別	第 2 期	第 3 期
項 目	[平成 19 年 10 月 29 日現在]	[平成 20 年 10 月 27 日現在]
1. 当該計算期間の末日における受 益権の総数	2,979,760,000 口	2,594,530,000 口
2. 投資信託財産の計算に関する規 則第 55 条の 6 第 10 号に規定す る額 元本の欠損	717,731,270 円	1,877,161,895 円
3. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.7591 円 (7,591 円)	0.2765 円 (2,765 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 2 期	第 3 期
自 平成 18 年 10 月 28 日 至 平成 19 年 10 月 29 日	自 平成 19 年 10 月 30 日 至 平成 20 年 10 月 27 日
分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (372,833 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金 (1,039,978 円)、及び分配準備積立金(0 円)よ り、分配対象収益は 1,412,811 円(1 万口当 たり 4.74 円)ですが、基準価額の水準を勘案して 分配は見送り(0 円)としております。	分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (637,575 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金 (1,005,164 円)、及び分配準備積立金(311,878 円)より、分配対象収益は 1,954,617 円(1 万口 当たり 7.52 円)ですが、基準価額の水準を勘案 して分配は見送り(0 円)としております。

第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。

- (2) 受益者に対する特典
該当するものではありません。

- (3) 受益権の譲渡
受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- (4) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託者に対抗することができません。

- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- (6) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- (7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 【投資信託説明書（請求目論見書）の項目】

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1. 申込（販売）手続等
2. 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1. 資産管理等の概要

- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

2. 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1. 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2. ファンドの現況

純資産額計算書

- . 資産総額
- . 負債総額
- . 純資産総額
- . 発行済数量
- . 1口あたり純資産額(/)

第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託
ソフトバンク&SBIグループ株式ファンド
約款

SBIアセットマネジメント株式会社
中央三井アセット信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ソフトバンク & SBI グループ株式・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国証券取引所（以下、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）上場株式のうちソフトバンク株式会社、SBI ホールディングス株式会社及びそれらのグループ関連企業の株式を主な投資対象とする、ソフトバンク & SBI グループ株式・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

株式 1 銘柄の実質組入れ比率は、100%を主要投資先（当該銘柄の時価総額が組入れ銘柄の時価総額合計の概ね 5%を上回るもの）の数で除した値を概ねの上限とします。

マザーファンド受益証券の組入れ比率は原則として高位を維持し、株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、信託財産の総額の 50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 運用制限

マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産

の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は、行いません。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ソフトバンク & SBIグループ株式ファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および限度額)

第3条 委託者は、金1,444,970,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第7項、第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、1,444,970,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受益者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額)

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、別

に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価格とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益権の価格は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の規定にかかわらず、受益者が、第40条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第3項の手数料の額（その減免を含む）は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ独自に定めます。

前各項の規定にかかわらず、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 削除

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1．有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条に定めるものに限ります。）
3. 約束手形（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 金銭債権（第1号および第3号に掲げるものに該当するものを除きます。）

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を主としてSBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結されたソフトバンク&SBIグループ株式・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する金融商品取引法第2条第1項第6号(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。))または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前各号の証券または証券の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証券(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証券、第12号の証券または証券ならびに第17号の証券のうち第1

号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号の証券または証書ならびに第 17 号の証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 26 条において同じ。）、第 26 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

前項の取扱いは、第 23 条ないし第 25 条、第 30 条、第 31 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 21 条 委託者は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図、目的および範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の

各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第27条 削除

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売却代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理する

ものとし、ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

（資金の借入れ）

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第33条 委託者の指示に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第35条 この信託の計算期間は、毎年10月28日から翌年10月27日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成17年10月28日から平成18年10月27日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし、ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 36 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 37 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)は、第 35 条に規定する計算期間を通じて毎日、一定額とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第 38 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 35 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 84 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 39 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1 . 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2 . 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備金として積み立てることができます。

前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 40 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金の支払い)

第 41 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日

において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第42条 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第43条 削除

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第42条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を1円単位または1口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回るようになった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第7項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第9項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第9項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている

場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 47 条 委託者は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 48 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い)

第 49 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 51 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 52 条 第 45 条第 7 項から同条第 12 項および第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 45 条第 9 項、第 46 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を経由して、受託者に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第 53 条 委託者が行う公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 53 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 54 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 41 条第 3 項および第 42 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第 41 条第 3 項および第 42 条第 4 項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条（受益証券の発行および種類）、第 11 条（受益証券の発行についての受託者の認証）から第 15 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 17 年 10 月 28 日（信託契約締結日）

平成 18 年 5 月 1 日（信託約款変更日）

平成 18 年 8 月 31 日（信託約款変更日）

平成 19 年 9 月 30 日（信託約款変更日）

平成 19 年 10 月 1 日（信託約款変更日）

平成 19 年 10 月 31 日（信託約款変更日）

平成 20 年 8 月 1 日（信託約款変更日）

平成 21 年 1 月 16 日（信託約款変更日）

委託者 S B I アセットマネジメント株式会社

受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社

親投資信託
ソフトバンク & SBIグループ株式・マザーファンド
約款

SBIアセットマネジメント株式会社
中央三井アセット信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第 12 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国証券取引所（以下、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）上場株式のうちソフトバンク株式会社、SBIホールディングス株式会社及びそれらのグループ関連企業の株式（以下、「ソフトバンク & SBI グループ株式」といいます。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の証券取引所に上場されている株式のうちソフトバンク & SBI グループ株式を主な投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資は、原則として、わが国証券取引所上場株式のうちソフトバンク & SBI グループ株式への投資を行います。

株式 1 銘柄の組入れ比率は、100%を主要投資先（当該銘柄の時価総額が組入れ銘柄の時価総額合計の概ね 5%を上回るもの）の数で除した値を概ねの上限とします。

株式への組入比率は、原則として、高位を維持します。

運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

3. 運用制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は、行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号およ

び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

親投資信託 ソフトバンク & SBI グループ株式ファンド・マザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,444百万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(追加信託金限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を上限として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、同条第2項、第39条第1項、第40条第1項、および第42条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項12号に定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を対象とするSBIアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条に規定する信託によって生じた受益権については、1,444百万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額

を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益者は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(運用の基本方針)

第12条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条に定めるものに限ります。)
3. 約束手形(第1号に掲げるものに該当するものを除きます。)
4. 金銭債権(第1号および第3号に掲げるものに該当するものを除きます。)

(運用の指図範囲等)

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。))または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項第1号から第6号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条および第14条第1項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

前項の取扱いは、第 19 条ないし第 21 条、第 26 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(投資する株式等の範囲)

第 16 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 17 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図、目的および範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価評価額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 24 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理する

ものとし、ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却および再投資の指図)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指示に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎年 10 月 28 日から翌年 10 月 27 日までとすることを原則とします。

ただし、第 1 計算期間は平成 17 年 10 月 28 日から平成 18 年 10 月 27 日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 31 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 32 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 33 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 34 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第 36 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

(一部解約)

第 37 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 38 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 39 条 委託者は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 40 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 43 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い)

第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 44 条 第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 38 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第 45 条 委託者は、利益相反のおそれがある取引を行った場合における投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 47 条 委託者が行う公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 17 年 10 月 28 日 (信託契約締結)

平成 18 年 5 月 1 日 (信託契約変更)

平成 18 年 8 月 31 日 (信託契約変更)

平成 19 年 9 月 30 日 (信託契約変更)

平成 19 年 10 月 1 日 (信託契約変更)

平成 19 年 10 月 31 日 (信託契約変更)

平成 20 年 8 月 1 日 (信託契約変更)
平成 21 年 1 月 16 日(信託契約変更)

委託者	S B I アセットマネジメント株式会社
受託者	中央三井アセット信託銀行株式会社

ソフトバンク & S B I グループ株式ファンド

追加型投信 / 国内 / 株式

投資信託説明書（請求目論見書）

2009年1月

S B I アセットマネジメント株式会社

投資信託をご購入の際の注意事項

投資信託をご購入の際の注意事項

- ・ 投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・ 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本及び利息の保証はありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含みリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- ・ 投資信託は、経済環境等の要因による組入れた株式の株価下落や、金利変動等による組入れた債券の価格下落により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・ 投資信託は、組入れた株式・債券等の発行体の経営状態等による信用リスクの発生により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。

目論見書について

この投資信託は、金融商品取引法第13条に基づき、受益権の募集または売出に際し目論見書を作成しています。目論見書は投資家の投資判断に有益な材料となる情報を正確に、かつタイムリーに提供することによって、投資家の皆様が自ら投資判断を可能とする目的で作成されており、投資家保護の重要な事項となります。

目論見書には、以下の2種類があります

交付目論見書：別称「投資信託説明書(交付目論見書)」

本ファンドの「証券情報」(ファンド名やファンドの申込等に関する事項)や「ファンド情報」(投資方針、ファンドの資産管理等の概要、運用状況、受益者の権利等に関する事項)が記載されています。

請求目論見書：別称「投資信託説明書(請求目論見書)」

本ファンドの「ファンド詳細情報」(申込・換金の手続、管理及び運営、ファンドの経理状況等)が記載されています。なお請求目論見書は、交付目論見書を受け取られた投資家の皆様から請求がなされた場合に交付されます。詳細については各販売会社にお問合せください。なお請求を行った場合は、投資家の皆様ご自身がその旨を記録しておいてください。

なお本書では以下のような別称を使用しています。

目論見書 : 「投資信託説明書(目論見書)」

交付目論見書 : 「投資信託説明書(交付目論見書)」

請求目論見書 : 「投資信託説明書(請求目論見書)」

ソフトバンク&SBIグループ株式ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成21年1月27日に関東財務局長に提出しており、平成21年1月28日にその届出の効力が生じております。

目 次

	頁
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1. 申込（販売）手続等	1
2. 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	3
1. 資産管理等の概要	3
2. 受益者の権利等	6
第4 ファンドの経理状況	7
1. 財務諸表	10
(1) 貸借対照表	10
(2) 損益及び剰余金計算書	11
(3) 注記表	12
(4) 附属明細表	14
2. ファンドの現況	20
第5 設定及び解約の実績	20

第1 【ファンドの沿革】

平成 17 年 10 月 28 日信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始

平成 18 年 8 月 31 日ファンドの名称を「ソフトバンクグループ株式ファンド」から「ソフトバンク & SBI グループ株式ファンド」に変更

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

取得のお申込みは、毎営業日の原則として午後 3 時(国内の証券取引所の半休日は午前 11 時)までとします。お買付け代金は、取得申込日の基準価額を使って計算されます。

なお、本ファンドは、上記に従い受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はそれより前の時点では受益権を取得しません。

上記にかかわらず、販売会社は、証券取引所 における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、受益権の取得のお申込みの受け付けを中止すること及びすでに受け付けたかかのお申込みを保留または取消することができます。

前記により受益権の取得のお申込みの受け付けが中止された場合またはすでに受け付けられたかかのお申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の取得のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのお買付けのお申込みを撤回しない場合には、当該受益権の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日の翌営業日をお買付けのお申込日として計算されたお申込価額となります(ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、受益権の価額は、当該計算日における基準価額となります)。

以下、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

本ファンドの受益権は振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金（解約）手続等】

(i) 途中換金

(イ) 一部解約

受益者は、毎営業日を一部解約の実行の請求日として、自己に帰属する受益権につき、委託会社に最低単位を 1 円単位または 1 口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。解約の受付けは、毎営業日の原則として午後 3 時(国内の証券取引所の半休日の場合は午前 11 時)(注)までとします。途中換金の代金は、請求日の基準価額を使って計算されます。

(注) 取扱販売会社によっては受付時間が異なる場合がございます。

基準価額については、下記照会先においてもお問い合わせいただけます。

照会先：

SBI アセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0170（受付時間：委託会社の毎営業日の午後 9 時～午後 5 時）

ウェブサイト URL <http://www.sbi-am.co.jp/>

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)が発生した時は、解約請求の受付けを中止またはすでに受付けた解約請求を保留または取消させていただくことがあります。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、1 顧客 1 日あたり 1 億円を超える大口解約には制限があります。詳しくは、取扱販売会社にお問い合わせください。

ご換金のお手取額は、以下のとおりとなります。代金は原則として、請求日より 5 営業日目からお支払いします。

請求日の基準価額から所得税及び地方税(基準価額が受益者ごとの個別元本を上回った場合その超過額の 10%(所得税 7%、地方税 3%))を差引いた金額となります。

なお、個人の受益者、法人の受益者ともに軽減税率の適用は、平成 23 年 12 月 31 日までとなる予定です。詳しくは、販売会社または税務署等にお問合せください。

解約請求には手数料はかかりません。

ご換金場所は取扱販売会社の本・支店、営業所です。

(ロ) 買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位をもって、その受益権を買取ります。

受益権の買取り価額は、買取の申込を受け付けた日の基準価額から、当該買取に関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

受益者は買取価額を、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益権の買取を中止することができます。受益権の買取が中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取の申込みを受け付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

() その他の一部解約・買取

信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、信託約款に定める期間内に異議を述べた受益者は、投信法に定めるところにより、自己の有する受益証券を本ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

本ファンド 1 万口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の 1 万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも毎日の基準価額が掲載されています。また委託会社へお問合わせいただけます。

本ファンドは、毎計算期末(毎年 10 月 27 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、取扱販売会社を通じてお渡しいたします。本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。

(2) 【保管】

() 信託業務の委託(信託約款第 26 条)

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 前記(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないもの)に限り、(イ)に、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に

委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

() 混蔵寄託(信託約款第 28 条)

金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売却代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

() 信託財産の登記等および記載等の留保等(信託約款第 29 条)

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は平成 17 年 10 月 28 日から開始し、期限はありません。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年 10 月 28 日から翌年 10 月 27 日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

() 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が 10 億口を下回ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面交付の手配をします。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記()に定める手続を準用します。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

() その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託会社が委託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託会社の辞任および解任に際し新受託会社を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。

また、委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヶ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「()約款変更」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

() 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議ある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はできません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

() 反対者の買取請求権

上記()に規定する信託契約の解約または上記()に規定する信託約款の変更を行う場

合において、上記 () または上記 () の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社を通じ、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。なお、販売会社に異動があれば、委託会社は臨時報告書を提出します。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

() 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益証券の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

() 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

() 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することが出来ます。

() 反対者の買取請求

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は投信法第18条規定に基づき、その受益権を公正な価額で買取るよう請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第2期計算期間（平成18年10月28日から平成19年10月29日まで）については改正前の、第3期計算期間（平成19年10月30日から平成20年10月27日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成18年10月28日から平成19年10月29日まで）及び第3期計算期間（平成19年10月30日から平成20年10月27日まで）の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成19年11月30日

SBIアセットマネジメント株式会社

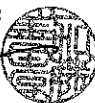
取締役会 御中

優 成 監 査




代表社員
業務執行社員

公認会計士

加藤善孝 

業務執行社員 公認会計士

宮崎 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているソフトバンク&SBIグループ株式ファンドの平成18年10月28日から平成19年10月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソフトバンク&SBIグループ株式ファンドの平成19年10月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

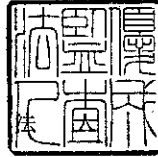
独立監査人の監査報告書

平成20年12月12日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

優 成 監 査



代表社員
業務執行社員

公認会計士

加藤善孝



業務執行社員 公認会計士

宮崎



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているソフトバンク&SBIグループ株式ファンドの平成19年10月30日から平成20年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソフトバンク&SBIグループ株式ファンドの平成20年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

ソフトバンク & SBIグループ株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

期 別 項目	第 2 期 〔平成 19 年 10 月 29 日現在〕	第 3 期 〔平成 20 年 10 月 27 日現在〕
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,204,373	7,340,946
親投資信託受益証券	2,261,469,879	717,208,582
未収利息	155	70
流動資産合計	2,277,674,407	724,549,598
資産合計	2,277,674,407	724,549,598
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,531,861	1,141,111
未払受託者報酬	474,108	280,139
未払委託者報酬	9,482,208	5,602,743
その他未払費用	157,500	157,500
流動負債合計	15,645,677	7,181,493
負債合計	15,645,677	7,181,493
純資産の部		
元本等		
元本	2,979,760,000	2,594,530,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	717,731,270	1,877,161,895
(分配準備積立金)	372,833	949,453
純資産合計	2,262,028,730	717,368,105
負債純資産合計	2,277,674,407	724,549,598

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

項目	期 別	第 2 期	第 3 期
		自 平成 18 年 10 月 28 日 至 平成 19 年 10 月 29 日	自 平成 19 年 10 月 30 日 至 平成 20 年 10 月 27 日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		45,562	27,789
有価証券売買等損益		196,290,618	1,305,311,297
営業収益合計		196,245,056	1,305,283,508
営業費用			
受託者報酬		1,018,939	647,116
委託者報酬		20,378,830	12,942,153
その他費用		315,000	315,000
営業費用合計		21,712,769	13,904,269
営業損失()		217,957,825	1,319,187,777
経常損失()		217,957,825	1,319,187,777
当期純損失()		217,957,825	1,319,187,777
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		58,771,651	90,089,602
期首剰余金又は期首欠損金()		594,448,702	717,731,270
剰余金増加額又は欠損金減少額		224,375,932	120,497,837
当期一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		224,375,932	120,497,837
剰余金減少額又は欠損金増加額		188,472,326	50,830,287
当期追加信託に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		188,472,326	50,830,287
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金()		717,731,270	1,877,161,895

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第 2 期	第 3 期
項 目	自 平成 18 年 10 月 28 日 至 平成 19 年 10 月 29 日	自 平成 19 年 10 月 30 日 至 平成 20 年 10 月 27 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間 末日の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間 末日の基準価額で評価しており ます。

(貸借対照表に関する注記)

期 別	第 2 期	第 3 期
項 目	[平成 19 年 10 月 29 日現在]	[平成 20 年 10 月 27 日現在]
1. 当該計算期間の末日における受 益権の総数	2,979,760,000 口	2,594,530,000 口
2. 投資信託財産の計算に関する規 則第 55 条の 6 第 10 号に規定す る額 元本の欠損	717,731,270 円	1,877,161,895 円
3. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.7591 円 (7,591 円)	0.2765 円 (2,765 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 2 期	第 3 期
自 平成 18 年 10 月 28 日 至 平成 19 年 10 月 29 日	自 平成 19 年 10 月 30 日 至 平成 20 年 10 月 27 日
分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (372,833 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金 (1,039,978 円)、及び分配準備積立金(0 円)よ り、分配対象収益は 1,412,811 円(1 万口当 たり 4.74 円)ですが、基準価額の水準を勘案して 分配は見送り(0 円)としております。	分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (637,575 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金 (1,005,164 円)、及び分配準備積立金(311,878 円)より、分配対象収益は 1,954,617 円(1 万口 当たり 7.52 円)ですが、基準価額の水準を勘案 して分配は見送り(0 円)としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 2 期 自 平成 18 年 10 月 28 日 至 平成 19 年 10 月 29 日	第 3 期 自 平成 19 年 10 月 30 日 至 平成 20 年 10 月 27 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第 2 期 自 平成 18 年 10 月 28 日 至 平成 19 年 10 月 29 日	第 3 期 自 平成 19 年 10 月 30 日 至 平成 20 年 10 月 27 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

期 別 項 目	第 2 期 〔平成 19 年 10 月 29 日〕	第 3 期 〔平成 20 年 10 月 27 日〕
期首元本額	3,182,280,000 円	2,979,760,000 円
期中追加設定元本額	1,004,900,000 円	110,090,000 円
期中一部解約元本額	1,207,420,000 円	495,320,000 円

2. 有価証券関係

種 類	第 2 期 〔平成 19 年 10 月 29 日現在〕		第 3 期 〔平成 20 年 10 月 27 日現在〕	
	貸借対照表計上額	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額	貸借対照表計上額	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	2,261,469,879 円	142,869,988 円	717,208,582 円	1,221,797,885 円
合 計	2,261,469,879 円	142,869,988 円	717,208,582 円	1,221,797,885 円

3. デリバティブ取引関係

第 2 期 自 平成 18 年 10 月 28 日 至 平成 19 年 10 月 29 日	第 3 期 自 平成 19 年 10 月 30 日 至 平成 20 年 10 月 27 日
本ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので該当事項はありません。	本ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額 (口)	評価額	備考
親投資信託 受益証券	ソフトバンク&SBIグループ 株式・マザーファンド	2,543,292,847	717,208,582	
合計		2,543,292,847	717,208,582	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第5 不動産等明細表

該当事項はありません。

第6 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第7 借入金明細表

該当事項はありません。

< 参考情報 >

本報告書の開示対象であるファンド（ソフトバンク & SBIグループ株式ファンド）は、「ソフトバンク & SBIグループ株式・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成 20 年 10 月 27 日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ソフトバンク & SBIグループ株式・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

項 目	計算日	〔平成 20 年 10 月 27 日現在〕
		金 額
資 産 の 部		
流動資産		
コール・ローン		22,956,152
株式		683,237,190
未収入金		57,905,736
未収配当金		165,150
未収利息		220
流動資産合計		764,264,448
資 産 合 計		764,264,448
負 債 の 部		
流動負債		
未払金		47,016,846
流動負債合計		47,016,846
負 債 合 計		47,016,846
純 資 産 の 部		
元 本 等		
元本		2,543,292,847
剰余金		
欠損金		1,826,045,245
純 資 産 合 計		717,247,602
負債・純資産合計		764,264,448

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	[平成20年10月27日現在]
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場によって評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	[平成20年10月27日現在]
1. 計算日における受益権の総数	2,543,292,847 口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額 元本の欠損	1,826,045,245 円
3. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.2820 円 (2,820 円)

(重要な後発事象に関する注記)

自平成 19 年 10 月 30 日 至平成 20 年 10 月 27 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本書における開示対象ファンドの当該計算期間におけるマザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本内訳

〔平成20年10月27日現在〕	
同計算期間の期首元本額	2,945,772,931 円
同計算期間中の追加設定元本額	47,000,940 円
同計算期間中の一部解約元本額	449,481,024 円
同計算期間末日の元本額	2,543,292,847 円
上記元本額の内訳	
ソフトバンク & SBI グループ 株式ファンド	2,543,292,847 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	〔平成20年10月27日現在〕	
	貸借対照表計上額	ソフトバンク & SBI グループ 株式・マザーファンドの損益に含まれた評価差額
株 式	683,237,190 円	1,075,616,646 円
合 計	683,237,190 円	1,075,616,646 円

3. デリバティブ取引関係

自平成19年10月30日 至平成20年10月27日
本マザーファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 附属明細表 (平成 20 年 10 月 27 日現在)

第 1 有価証券明細表

株式

(単位:円)

銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
		単価	金額	
SBI ネットシステムズ	299	7,250.00	2,167,750	
エム・ピー・テクノロジーズ	49	20,900.00	1,024,100	
SBI ベリトランス	162	25,630.00	4,152,060	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	104	85,300.00	8,871,200	
ゴメス・コンサルティング	13	37,500.00	487,500	
ソルクシーズ	12,200	432.00	5,270,400	
Eストアー	47	50,700.00	2,382,900	
ヤフー	9,217	28,260.00	260,472,420	
ソフトバンク・テクノロジー	9,700	421.00	4,083,700	
クレオ	8,000	146.00	1,168,000	
ソフトバンク	269,800	736.00	198,572,800	
テレウェイヴ	471	9,090.00	4,281,390	
ベクター	61	28,910.00	1,763,510	
SBI ホールディングス	15,281	10,720.00	163,812,320	
SBI フューチャーズ	33	28,450.00	938,850	
リビングコーポレーション	23	22,000.00	506,000	
アイティメディア	58	33,600.00	1,948,800	
カービュー	28	82,000.00	2,296,000	
オールアバウト	122	33,800.00	4,123,600	
夢の街創造委員会	50	63,900.00	3,195,000	
バリューコマース	173	8,490.00	1,468,770	
ブロードメディア	53,200	61.00	3,245,200	
モーニングスター	247	28,360.00	7,004,920	
合計	379,338		683,237,190	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 4 為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 5 不動産等明細表

該当事項はありません。

第 6 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第 7 借入金明細表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

純資産額計算書

	平成 20 年 12 月 30 日現在
資産総額	1,064,517,880 円
負債総額	2,349,143 円
純資産総額 (-)	1,062,168,737 円
発行済口数	2,560,190,000 口
1 万口当たり純資産額 (/)	4,149 円

参考情報

<ソフトバンク & S B I グループ株式・マザーファンド>

純資産額計算書

	平成 20 年 12 月 30 日現在
資産総額	1,061,934,781 円
負債総額	- 円
純資産総額 (-)	1,061,934,781 円
発行済口数	2,504,283,807 口
1 万口当たり純資産額 (/)	4,240 円

第 5 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第 1 期計算期間 自 平成 17 年 10 月 28 日 至 平成 18 年 10 月 27 日	5,509,160,000	2,326,880,000	3,182,280,000
第 2 期計算期間 自 平成 18 年 10 月 28 日 至 平成 19 年 10 月 29 日	1,004,900,000	1,207,420,000	2,979,760,000
第 3 期計算期間 自 平成 19 年 10 月 30 日 至 平成 20 年 10 月 27 日	110,090,000	495,320,000	2,594,530,000

(注) 本邦外における販売、解約の実績はございません。

第 1 期計算期間の設定数量には当初募集期間中の設定口数を含みます。

